

(別紙) 関係法令・通知等

目次

関係法令・通知等

1	地方自治法（抜粋）	1
2	公共サービス基本法（抜粋）	2
3	山口県個人情報保護条例（抜粋）	3
4	山口県情報公開条例（抜粋）	4
5	指定管理者制度の運用に関する基本的な考え方（財政関係）について	5

標準例（別添）

- 1 包括協定書（例）
- 2 年度別協定書（例）

1 地方自治法（抜粋）

（公の施設）

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用）

第二百四十四条の三 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て）

第二百四十四条の四 普通地方公共団体の長がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

2 第百三十八条の四第一項に規定する機関がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。

3 普通地方公共団体の長及び前項に規定する機関以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

4 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求（第一項に規定する審査請求を除く。）があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

5 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

6 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求（第一項に規定する審査請求を除く。）に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については総務大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができる。

2 公共サービス基本法（抜粋）

（公共サービスを委託した場合の役割分担と責任の明確化）

第八条 国及び地方公共団体は、公共サービスの実施に関する業務を委託した場合には、当該公共サービスの実施に関し、当該委託を受けた者との間で、それぞれの役割の分担及び責任の所在を明確化するものとする。

（公共サービスの実施に従事する者の労働環境の整備）

第十一条 国及び地方公共団体は、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 山口県個人情報保護条例（抜粋）

（定義）

第二条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができること、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。ただし、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。

2 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び県が設立した地方独立行政法人をいう。

3 この条例において「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

4 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員(知事、警察本部長、公営企業管理者、議会の議長の職務を行う者、実施機関の委員長及び委員、県が設立した地方独立行政法人の役員、実施機関の事務局その他の事務部局及び実施機関の管理に属する機関の職員並びに実施機関の附属機関を組織する委員その他の構成員をいう。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)(以下「文書等」という。)であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

5 この条例において「個人情報ファイル」とは、個人情報(公文書に記録されているものに限る。)を含む情報の集合体であつて、次に掲げるものをいう。

一 一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

6 この条例において「開示」とは、実施機関が、次の各号に掲げる文書等の区分に応じ、当該各号に定める方法により文書等に記録されている個人情報を提供することをいう。

一 文書、図画及び写真 閲覧又は写しの交付

二 フィルム及び電磁的記録 規則で定める方法

（業務の委託等に伴う措置）

第九条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う業務を実施機関以外の者に委託するときは、当該委託に係る契約において、個人情報の適正な取扱いを確保するために受託者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

2 実施機関から個人情報の取扱いを伴う業務の委託を受けた者は、その受託した業務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の受託業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

4 前二項の規定は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定に基づき県が公の施設の管理を行わせている法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)並びにその管理の業務に従事している者及び従事していた者について準用する。

第四十一条 実施機関の職員若しくは実施機関の職員であつた者、第九条第二項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者が行っている公の施設の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第五項第一号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十二条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報(公文書に記録されているものに限る。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

4 山口県情報公開条例（抜粋）

（出資法人及び指定管理者の情報公開）

第二十五条 県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの(以下「資本金等」という。)を出資している法人のうち知事が定めるもの(以下「出資法人」という。)は、その業務及び財務の状況に関する書類を、その主たる事務所に備えて置き、一般の閲覧に供するよう努めなければならない。

2 出資法人のうち県が資本金等の二分の一以上を出資しているものは、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関する規程を定め、及びこれに基づき当該出資法人の保有する情報を公開するよう努めなければならない。

3 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定に基づき県が公の施設の管理を行わせている法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報(当該指定管理者の管理する公の施設の管理の業務に係るものに限る。以下この項において同じ。)の公開に関する規程を定め、及びこれに基づき当該指定管理者の保有する情報を公開するよう努めなければならない。

第二十六条 県は、出資法人及び指定管理者に対し、その保有する情報(指定管理者にあっては、その管理する公の施設の管理の業務に係るものに限る。)の公開について必要な指導及び助言をするものとする。

平成17年(2005年) 8月25日

関係各施設所管課担当者 様

人 事 課
財 政 課

指定管理者制度の運用に関する基本的な考え方（財政関係）について

指定管理者制度の導入に向け、制度の運用に関する下記の事項について、別添のとおり基本的な考え方をまとめましたので、指定管理者の募集要項の策定、協定書案の調製等に当たっては、これに沿って検討作業を進められるよう、よろしく申し上げます。

なお、募集要項に関しては、記載例を添付していますので、参考としてください。

記

《指定管理者制度の運用に関する事項》

指定管理料の精算

指定管理者の利益に関する取扱い

県と指定管理者のリスク分担

指定管理者制度の運用に関する基本的な考え方（財政関係）

指定管理者制度の運用に関する事項のうち、「指定管理料の精算」、「指定管理者の利益に関する取扱い」及び「県と指定管理者のリスク分担」についての基本的な考え方は、下記に掲げるとおりとする。

各施設においては、この考え方に沿って、施設の性格や設置目的、指定管理者の業務等を踏まえながら、適切な対応を図るものとする。

記

指定管理料の精算

- 1 指定管理料の額は、指定期間中の総額（上限額）を「包括協定」で定めるとともに、指定期間中の各年度の額については、指定管理者に各年度ごとの事業計画書、収支予算書等の提出を求め、これらに基づいて所要額を精査の上、当該各年度の予算の範囲内で、指定管理者と「年度協定」を締結して決定する。
- 2 指定管理者に対し、収益の拡大やコスト削減に向けた自主的・主体的な取組み（以下「経営努力」という。）へのインセンティブを確保するため、次の経費に係る部分を除き、原則として指定管理料の精算は行わない。

《指定管理料の精算を行う経費》

- ・指定管理料に国庫支出金、市町村からの委託料など、精算を必要とする特定財源を充当している場合における当該充当対象経費
- ・施設の目的外使用に伴い、県が実費相当額を収入している光熱水費
- ・その他県と指定管理者が協議の上、精算することを定めた経費

- 3 上記取扱いに伴って指定管理者に利益が生じる場合は、 の取扱いによる。

指定管理者の利益に関する取扱い

- 1 指定管理者の業務に係る毎年度の損益計算において、指定管理者に利益が生じた場合は、原則として以下により取り扱うものとする。

(1) 指定管理者が市町村である場合

指定管理者と協議し、次の中から適当な方法で利益を還元させるものとする。

《利益還元の方法》

- ・後年度における欠損金の発生に備えた内部留保（基金の積立等の方法により、業務の終了又は廃止の時点で残額がある場合は、県へ納付。）
- ・施設利用促進のための事業やサービス向上のための公益事業、施設改善等の実施
- ・当該年度又は当該翌年度における指定管理料の減額
- ・県への納付

(2) 指定管理者が民間団体である場合

指定管理者の経営努力により生じた利益は、指定管理者の利益とし、当該利益の認定に当たっては、指定管理者が自らその根拠を示すものとする。

次の利益は、指定管理者の経営努力により生じた利益としない。

《経営努力により生じた利益としないもの》

- ・ 指定管理料及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益から生じた利益
- ・ 指定管理者が本来行うべき業務を行わなかったために管理運営経費が減少し、その結果生じたと認められる利益

指定管理者の経営努力により生じた利益であっても、その額が指定管理者の収益規模や利用者の負担等に照らして、あまりに過大であると認められる場合は、当該過大な利益について、(1)の取扱いに準じ、利益を還元させるものとする。

なお、過大な利益の額は、次の算式によって得られる額を目安とする。

《過大な利益の額の算出》

(算式) 過大な利益の額 (< 0 の場合は 0) = $A - B \times 0.2$

A: 指定管理者の経営努力により生じた利益の総額

B: 利用料金の収入総額 (光熱水費など実費相当額を徴収する利用料金の収入額を除き、利用料金の単価が条例上の基準額と異なる場合は、基準額で徴収したと仮定して算出した収入額による。)

指定管理者の経営努力により生じた利益以外の利益については、(1)の取扱いに準じ、これを還元させるものとする。

ただし、本来行うべき業務を行わなかったため費用が減少し、利益が生じたと認められる場合にあっては、当該年度又は当該翌年度の指定管理料を減額する方法による。

- 2 県は、指定管理者によるサービス提供の実態を定期的に調査し、利益の発生がサービス水準の低下に起因していると認められる場合は、直ちにその是正を指導するとともに、複数年度にわたり過大な利益が発生した場合には、指定管理料の積算方法、利用料金の額の妥当性等を見直すものとする。
- 3 本取扱は、利用料金制の採用の如何にかかわらず、また、指定管理料の支払いがない施設についても適用する。

県と指定管理者のリスク分担

- 1 指定管理者との協定においては、協定を締結する時点ではその影響を正確に想定できない不確実性のある事由により、損失の発生する可能性 (以下「リスク」という。) について、こうしたリスクの項目、発生原因、リスクが顕在化した場合の対応及び損失の負担等を、県と指定管理者のリスク分担として、できる限り具体的かつ明確に規定しておくものとする。
- 2 損失の負担に関する標準的なリスク分担は、別表のとおりとする。

各施設ごとのリスク分担は、これを参考に、各施設における指定管理者の業務等に即して、さらに詳細な評価・検討を行い、決定するものとする。

- 3 予め定めたりリスク分担に疑義が生じた場合や、想定していないリスクが発生した場合は、県と指定管理者が協議の上、対応を決定するものとする。

《参考1》 地方財務実務提要（地方自治制度研究会編集）

第12章 公の施設

第3節 公の施設の管理

（利用料金制度による指定管理者の利益についての考え方）

……………、指定管理者において地方公共団体では実施しがたいような経営努力を行ってコスト引下げを図った結果、指定管理者にある程度の利益が生じたとしても、このような自己努力による利益は原則として吸い上げないような取扱いにすることが、指定管理者への経営努力へのインセンティブとなり、また制度の趣旨にも合致するものではないかと考えられます。

もっとも、その利益が指定管理者の管理業務と経理の状況から客観的にみて、あまりに過大であると認められるような場合には、施設設置者である地方公共団体と指定管理者との協議により、住民サービスの改善のための新たな投資を行うなり、地方公共団体への納付を行うなり、適切な対応を図ることが適当と考えられます。

リスク分担表(標準)

項目	内容等	損失の負担	
		県	指定管理者
物価の変動	管理運営費に係る物価水準の上昇		
金利の変動	金利の変動に伴う資金調達コストの増加等		
税制の改正	施設の設置や管理運営の根幹に影響が及ぶもの		
	施設の管理運営の業務一般に関するもの		
関連法令の改正	施設の設置基準・管理基準に関するもの		
	施設の管理運営の業務一般に関するもの		
施設利用度の低下	施設の利用度が当初の想定を下回ったことによる利用料金収入の減少(管理運営の中断による場合を除く。)		
施設(設備)の損傷 (損失には、修繕工事期間中のサービス提供に必要な施設の仮設経費等を含む。)	不可抗力(県及び指定管理者のいずれの責めにも帰しがない暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象)によるもの		(軽微)
	管理の瑕疵から生ずるもの		
	日常的(小規模)修繕で修復できるもの(及びの場合を除く。)		
	大規模修繕(1件当たりの所要額が100万円以上で、かつ日常的修繕枠の2分の1の額を超えるもの)又は改修を要するもの(及びの場合を除く。)		
備品の損傷	県貸与備品に係る不可抗力又は経年劣化によるもの		
	県貸与備品に係る管理の瑕疵から生ずるもの		
	管理運営経費の中で指定管理者が取得した備品に係るもの(所有は指定管理者に帰属)		
支払の遅延	県から指定管理者への指定管理料の支払遅延による新たな資金調達の発生		
	指定管理者から業者への経費の支払遅延による延滞金、違約金等の発生		
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	周辺地域との協調に関するもの		
	施設の管理運営に対する利用者や地域住民からの要望、苦情、反対、訴訟への対応に関するもの		
	その他		
指定管理者が行う自主事業との関係	指定管理者が付带的に行う自主事業に起因して施設の管理運営に生ずる損失		
	施設(設備)の損傷、管理運営に係る事故等により指定管理者が付带的に行う自主事業に生じる損失		
個人情報情報の漏洩	県の指示若しくは指導の不備又は錯誤によるもの		
	指定管理者として講ずべき措置の不備又は錯誤、指定管理者の職員の不法行為等によるもの		

項 目	内 容 等	損失の負担	
		県	指 定 管 理 者
管理運営に係る事故 〔損失には、事故の発生に伴う施設又は管理運営の改善に要する経費等を含む。〕	施設の設置の瑕疵から生ずるもの		
	施設の管理の瑕疵から生ずるもの		
	管理運営業務において指定管理者の責めに帰すべき事由により生ずるもの (自動車の運行による事故、生産物の瑕疵による事故、利用者からの預かり金品の毀損・紛失等)		
	その他		
第 三 者 へ の 賠 償 〔指定管理者による損失の負担は、国家賠償法の規定に基づき、県が賠償を行い、指定管理者に対して求償権を行使する場合を含む。〕	施設の設置の瑕疵から生ずる損害に対するもの		
	施設の管理の瑕疵から生ずる損害に対するもの		
	管理運営業務において指定管理者の責めに帰すべき事由により生ずる損害に対するもの		
	県が実施する修繕又は当該修繕の瑕疵から生ずる損害に対するもの		
	指定管理者が実施する修繕又は当該修繕の瑕疵から生ずる損害に対するもの		
その他			
保 険 へ の 加 入	施設の設置に関するもの(火災共済保険)		
	施設の管理に関するもの(施設賠償責任保険等)		
	管理運営業務に関するもの(利用者に係る保険等)		
業 務 内 容 の 変 更	県の事情によるもの		
	指定管理者の事情によるもの		
管 理 運 営 の 中 断	不可抗力によるもの		
	保守点検等の回数又はこれに要する期間が当初の想定を上回ったことによるもの		
	サービスの提供に不可欠な人材、原材料等の入手が困難となったことによるもの		
	関係法令の変更によるもの		
	施設(設備)の損傷によるもの 管理運営に係る事故によるもの		原因となった各項目に係るリスク分担の区分による。
業務の終了又は廃止	業務の終了又は廃止に伴う指定管理者の撤収等の経費		
そ の 他	県の責めに帰すべき事由によるもの		
	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		

(注) 本表は、特に損失の負担という観点から、県と指定管理者との間で明らかにしておくべき標準的なリスク分担を示したものであること。
従って、各施設ごとのリスク分担については、本表を参考に、各施設における指定管理者の業務等に即して、リスクの内容とその分担を詳細に評価・検討し、必要に応じて適宜項目の取捨選択、追加等を行うこと。